

定 款

一般社団法人

日本プロポリス協議会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 日本プロボリス協議会 と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、プロボリスを各種産業に活用するため、規約に基づき、不当表示の防止、公正な取引の促進並びにプロボリスの研究・普及・振興を積極的に図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. プロボリスの品質規格及び表示規格の制定、管理
2. 公正な取引に関する法令の普及及び違反の防止
3. 証紙の交付
4. 規約の内容について周知徹底
5. 規約についての相談・指導
6. 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査とそれに対する処置
7. 関係官庁との連絡・協力
8. 研究資料の収集・研究会の開催
9. その他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業
10. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 当法人の会員は、次の3種とし、A正会員及びB正会員(以下、両者を「正会員」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) A 正会員 プロポリスの生産加工販売、委託加工販売並びに輸入販売を行う法人及び個人
ただし、申請により理事会において承認された場合は、B 正会員に移行できるものとする。
- (2) B 正会員 プロポリス製品の仕入・販売を行う法人及び個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体・法人・個人及びプロポリスを研究する者

(入 会)

第 7 条 A 正会員・B 正会員・賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、別に定める入会申込書を提出するに当たっては、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会申込書を提出にあたり、現会員1名以上の推薦を必要とする。
- 3 入会は、別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員が退会しようとするときには、納付すべき会費・負担金等で未納のものは、完納しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この社員総会の日から1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則及び規約に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 会長は、前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を除名会員に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第 1 1 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 会費の納入が継続して 2 年以上されなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 1 2 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

- 第 1 3 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(種 類)

- 第 1 4 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構 成)

- 第 1 5 条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

- 第 1 6 条 社員総会は、法令に定める事項のほか、次の事項を決議する。
- 規約及び規約の施行規則に関すること。
 - 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - 当法人の運営に関する重要な事項

(開 催)

- 第 1 7 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 監事及び総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の場合による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

- 第19条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

- 第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定めた事項

(代理)

- 第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。なお、第20条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会時に指名した議事録署名人2名が記名捺印する。
- 2 議事録は、当法人の主たる事務所に保存する。

第4章 役員

(員数)

第23条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上25名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、若干名を副会長、専務理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を分掌し、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行するものとする。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者より、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第44条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告書
 2. 貸借対照表
 3. 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議より解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第51条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、会長は、理事会の決議により、専門委員会を設置することができる。

(専門委員会の設置の委嘱等)

- 第 5 2 条 当法人の専門委員は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 2 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第 1 0 章 事務局

(設置等)

- 第 5 3 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことがある。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(付属検査所の設置等)

- 第 5 4 条 事務局に、品質検査等を行うため、社員総会の議決を経て付属検査所を設置する。
- 2 前項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 1 章 情報開示

(帳簿及び書類等の備え置き)

- 第 5 5 条 当法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備え置かなければならない。
1. 定款
 2. 会員名簿
 3. 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
 4. 社員総会で書面表決をした場合の議決権行使書
 5. 社員総会の決議を省略した場合の同意書
 6. 社員総会の議事録
 7. 理事会の決議を省略した場合の同意書
 8. 理事会の議事録
 9. 会計帳簿
 10. 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属書類

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成23年 3月 1日

一般社団法人 日本プロポリス協議会

代表理事 角田 汎造